

草加市教育委員会会議録

平成27年第12回定例会

平成 2 7 年草加市教育委員会第 1 2 回定例会

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日（木）午後 1 時 3 0 分から

草加市役所本庁舎西棟教育委員会会議室（4 階）

○議 題

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 第 4 6 号議案 | 草加市就学援助実施要綱の制定について |
| 第 4 7 号議案 | 学校給食費の改定について |
| 第 4 2 号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 4 3 号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について |
| 第 4 4 号報告 | 平成 2 7 年草加市議会 1 2 月定例会に係る報告について |
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

○説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	橋 本 政 幸
教育総務部副部長 (兼)総務企画課長	青 木 裕
学 務 課 長	川 崎 淳 一 郎

○事務局

書 記	飯 野 光 政
	山 岸 亮

○旁聽人 1 人

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成 2 7 年教育委員会第 1 2 回定例会を開催いたします。

開催に当たり、ご報告させていただきます。市議会 1 2 月定例会におきまして、小澤委員を再任することに同意する議案が可決されました。新たな任期は平成 2 8 年 1 月 1 日からとなりますが、一言、小澤委員さんにご挨拶をいただければと思います。

○小澤尚久委員 皆様には 4 年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。今後も引き続き草加のために、微力ではございますが、力を尽くさせていただきたいと思います。今後どうぞご指導、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○高木宏幸教育長 ありがとうございます。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

——— 前回会議録の朗読 ———

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、議案が 2 件、報告が 3 件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第４６号議案 草加市就学援助実施要綱の制定について

○高木宏幸教育長 初めに、第４６号議案につきまして、川崎学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第４６号議案 草加市就学援助実施要綱の制定についてでございます。提案理由でございますが、草加市就学援助事務取扱に基づき運用している就学援助事務について、透明性の向上を図るため、当該援助事務に関し、必要な事項を定める必要を認めたためでございます。３ページから９ページの草加市就学援助実施要綱につきまして、別冊参考資料、草加市就学援助実施要綱案の概要で説明を申し上げます。

目的でございますが、提案理由にあるとおり、就学援助事務の透明性の向上を図る必要があったこと、また、「事務の取扱」が内規的なものであり、保護者に明示されていなかったことに加え、マイナンバーの制度が開始されるに当たり、要綱の制定が必要となったためでございます。

内容でございます。就学援助支給対象者についてですが、就学援助を受けることができる者は、市内に住所を有し、草加市立小中学校に在学する児童生徒、または、草加市小中学校以外の公立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の３点に該当する者でございます。

援助項目でございます。就学援助として、費用を支給している項目は次のとおりでございます。ただし、要保護者については４、５及び９の費用に限ります。

申請方法につきましては、就学援助の実現を希望する保護者は、毎年度、就学援助受給申請書に必要事項を記入し、申請理由に該当する添付書類を添えて、当該児童生徒が在学する小中学校の校長を経て、教育委員会へ申請いたします。申請のお知らせは参考資料の後ろにございます。

施行日につきましては、公布の日でございます。

予算措置につきましては、小学校の平成２７年度予算は８，８４７万４，０００円でございます。中学校の平成２７年度予算は９，４８５万７，０００円でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 少しお聞きしたいのですが、体育実技用具費というところで、柔道着とありますが、これは中学校１年生が全員購入するものですか。

○説明員 体育の授業で使用する柔道着の購入費は、原則、全中学１年生が対象です。

○加藤由美委員 個人のものとしてカウントする必要があるということですね。

○説明員 はい。

○加藤由美委員 武道ということで、今、柔道が取り入れられていると思うのですが、今後、これが柔道ではなく、剣道になるという可能性もあるのでしょうか。

○説明員 剣道は学校の中で剣道具を揃えるという予算措置や、研修を受けた体育教師の育成という過程を経て、環境の整備をしていく必要があります。

○小澤尚久委員 援助費の範囲について詳しく挙げていただいています、ここに網羅されたものではぼ主だったものについては、援助をされていると考えてよろしいのでしょうか。それとも何か適用外のものはございますか。

○説明員 特にはございません。

○村田悦一教育長職務代理者 提案理由のところ、先ほど、マイナンバーの開始に当たり透明性の向上を図るということでしたが、それまでは就学援助事務取扱を内規としていて、これを要綱にしていくということですが、極論で言えば、マイナンバーが開始されなければ要綱にできなかったということなのでしょうか。

○説明員 そういうことではございません。

○村田悦一教育長職務代理者 マイナンバーの開始以外に、今回、要綱として制定するような状況になったのは、担当課である学務課としてはどのようなことが要因ですか。マイナンバーの開始が大きな要因ということは分かりますが、それ以外にどんなことがあったのでしょうか。

○説明員 今年度につきましても、保護者の方の事務手続を、少しずつ簡略化して分かりやすいようにしていく中で、申請用紙も今後変わっていくことが予想されますので、マイナンバーを記入するに当たって、それに適応する要綱を定める必要を認めたものでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 要綱の支給対象の第3条のウ、「主たる生計維持者の生活状況の急変等により、就学に要する費用の負担が著しく困難であると認められる者」とありますが、これは誰が認めていくのですか。今までは民生委員の関わりなどがあったと思うのですが、現状として、民生委員も関わっているのか、あるいは学校長なのか、あるいは教育委員会なのか。それを認めるという、その辺のことについてももう少し詳しく教えていただけますか。

○説明員 これからにつきましては、教育委員会がこの要綱を策定しましたので、要綱に基づいて、公正、公平に認めていくということでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 確認ですが、民生委員さんは、今はもうこれには関わっていないということよろしいですか。

○説明員 はい、関わっておりません。

○村田悦一教育長職務代理者 この生徒会費について、中身が分からないので、具体的に教え

ていただけますか。

○説明員 生徒会行事、例えば、生徒総会、文化祭、三年生を送る会、体育祭。体育祭などでは応援旗を作ったり、ということがあります。このような生徒会行事の活動費、または生徒会の下部組織である専門委員会、美化委員会や校紀委員会の活動費です。

生徒総会で予算の運用などの意見交換を行うことによって、子どもたちの自治的な学習ができるということで、使わせていただいております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４６号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第４６号議案については、可決いたします。

◎第４７号議案 学校給食費の改定について

○高木宏幸教育長 次に、第４７号議案につきまして、川崎学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、学校給食費の改定につきまして申し上げます。

提案理由でございますが、安全で質の高い食材を使い、栄養バランスのとれた特色のある学校給食を今後も維持するため、学校給食費の改定につきまして、議案を提出したものでございます。

学校給食費の改定内容でございますが、小中学校ともに３００円の改定差額となります。この改定に基づき、小学校につきましては、現在の４，０００円から４，３００円、中学校につきましては、現在の４，８００円から５，１００円となります。改定時期は平成２８年４月１日でお願するものでございます。

次に、学校給食費の改定の詳細につきまして説明を申し上げます。参考資料１ページの１について申し上げます。現在の学校給食費は平成１１年４月の改定以降、１６年間経過しておりますが、この間に消費税率の改定や食材価格の相次ぐ上昇がございました。

平成２６年４月の消費税率の改定以来、平成２６年度に県内１４市、平成２７年度に県内４市が給食費を改定いたしました。草加市は献立の工夫や食材の変更などを通じ、食材費の抑制を図ってまいりました。

しかし、本年度になり、こうした努力だけでは安全でおいしい特色のある学校給食を維持することが大変な状況となり、給食の質を維持するため、給食費の改定をお願いするものでござ

います。

次に、参考資料 2 ページをご覧ください。給食費の見直しに当たりまして、児童・生徒の全保護者にアンケート調査を行いました。74%の保護者から「給食の質を維持するための給食費を見直しする」という回答、20%の保護者から「値上げしない」と回答をそれぞれいただきました。

もう一度参考資料 1 ページの 2 をご覧ください。改定額の算出に当たりましてご説明申し上げます。前回改定で使用した平成 9 年度と平成 26 年度の食材価格を比較いたしましたところ、主食が 6.19 円、牛乳が 13.67 円、おかず等の副食が 10.30 円とそれぞれ価格が上昇しております。

次に、参考資料 1 ページの 3、改定額の積算根拠でございますが、主食及び牛乳につきましては、県内統一価格であるため、価格上昇等の影響額を算出しております。副食につきましては、消費者物価指数を反映し、影響額を算出しております。それぞれ算出したものを消費税 8% で乗じ、11 か月で割り、50 円以上は切り上げ処理した金額 300 円を改定額として算出したものでございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 この内容ということではないのですが、比較表を見たときに、すごく牛乳の占める割合が大きいということを改めて感じました。主食と牛乳がほぼ変わらないし、副食も少し高いだけなんだというのを、今見て驚きました。他の自治体の試みとして、牛乳をやめてみようというところがあったと思います。草加市は、今まで、例えば、すごくウエイトを占めているということも含めて、何かこれを削ったら金額を上げなくていいのではないかと、他にバランスのいいことを考えてみようというような話し合いをしたことはあるのですか。

○説明員 栄養士部会では牛乳をなくすという話はありませんでした。やはり栄養値や、カルシウム分が高いことが、非常に貴重であるということで、代替するものという話はなかったところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 改定については、この要綱の中の第 9 条で教育委員会が決定するとあったのですが、今回は教育委員会だけで決定したわけではなく、第三者的なところ関わっていたと聞いています。その辺はどういうものがあったのですか。

○説明員 給食費の見直しに当たりましては、学校給食委員会連絡協議会というものを 3 回開催いたしまして、検証してきたところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 参考資料5ページの第5条、学校給食委員会連絡協議会が協議する項目として、学校給食に係わる各種研究、学校給食を納入する業者の選定、学校給食に使用する食材料の選定に関することの3つがあります。私の認識では改定委員会というような形ではなくて、いわゆる学校給食委員会での協議会の中をお願いをして、そこで16年間改定の検証をしてきたわけですが、今後、食材の物価とか少し先を見通した中で、この要綱の中に改定委員会を3年ごと、5年ごとに開催して検討するというような1項目を設けていくのはいかがでしょうか。16年間、本当によくやってきて、それなりに変わらず、おいしい給食を作ってきたということはすばらしいと思いますが、やはりそれを維持していくためには、価格というのも大事なものだと思いますので、ぜひ、今後を踏まえて進めていただければと思います。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第47号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第47号議案については、可決といたします。

◎第42号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

それでは、第42号報告につきまして、川崎学務課長より説明させます。

○説明員 県費負担教職員の専決人事を報告させていただきます。

平成27年11月の県費負担教職員の人事につきまして、ご報告いたします。

育児休業につきましては、小学校教諭3件、中学校教諭1件でございます。取得した職員は女性でございます。

休職につきましては、小学校教諭1件でございます。

発令につきましては、欠員補充が小学校教諭1件でございます。

代替につきましては、小学校産休代員1件、小学校育休代員3件、中学校育休代員1件、中学校病休代員1件、小学校休職代員1件でございます。病休、休職とも、理由は精神疾患でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 発令の欠員補充ですが、小学校教諭は幾日付けの退職で幾日付けの発令ですか。期間は空いていないのですか。

○説明員 10月24日で任期満了しまして、11月1日発令で欠員補充になりました。

○村田悦一教育長職務代理者 幾日間か空いてしまったわけですか。

○説明員 11月1日発令になりますので、その分は空いております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第42号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第42号報告については、承認いたします。

◎第43号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

それでは、第43号報告につきまして、橋本教育総務部副部長に説明させます。

○説明員 それでは、山根教育支援室長に替わりまして、橋本が報告をさせていただきます。

教育支援室から草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

今回の報告は草加市教育委員会が就学支援委員会に対して諮問いたしました2つの事項についてでございます。

初めに、諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告をさせていただきます。

特別な教育的措置1、在学児童・生徒でございますが、今回の調査依頼人数は10人、調査実施人数10人。未実施者はありません。なお、その内訳は小学生8人、中学生2人でございます。

障がいの種類の判断は、表にございますとおり、「障がいの種類を判断できるほどの課題は見られない」が2人、知的障害が2人、情緒障害等が6人でございます。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、表にございますとおり、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が2人。その内訳につきましては、「市教育支援室等の支援を受けながら、通常学級で指導することが望ましい」が2人ございました。

知的障害は2人。その内訳は、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が1人、「特別支援学校（知的障害）で指導することが望ましい」が1人でした。

情緒障害等は6人。内訳は、「発達障害・情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい」が2人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が3人、「知的障害特別支援学校で指導することが望ましい」が1人でした。

特別な教育的措置2（通級による指導：ことば・きこえ）におきましては、今回の調査依頼人数1人、調査実施人数は1人で、未実施者はおりません。

ことばに障害があると思われる児童は1人です。

障がいの種類の判断は、2の表にありますように、構音障害であり、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3の表にありますとおり、「要指導、通級指導教室でことばの指導を必要とする」に該当しました。

続きまして、諮問事項（2）障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

特別な教育的措置1、就学予定児では、今回の調査依頼人数は16人、調査実施人数16人でした。

調査実施人数の16人における、障がいの種類の判断は、2の表にございますとおり、「障がいを判断できるほどの課題は見られない」が6人、知的障害が3人、情緒障害等が5人、肢体不自由が2人です。

障害の程度の判断及び教育的支援につきましては、3の表にありますとおり、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が6人。その内訳につきましては、「通常学級で観察指導することが望ましい」が4人、「市教育支援室等の支援を受けながら、通常学級で指導することが望ましい」が2人でした。

知的障害は3人。内訳につきましては、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が2人、「特別支援学校で指導することが望ましい」が1人でした。

情緒障害等は5人。内訳は、「通常学級で観察指導することが望ましい」が1人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が4人でした。

肢体不自由は2人。内訳につきましては、「特別支援学校で指導することが望ましい」が2人でした。障害児就学支援委員会の報告は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 就学予定児のところで、特別支援学校で指導することが望ましいというところが3人いるのですが、1人は知的障害で、この通知はもう保護者の方には行っているのですね。

○説明員 はい、終わっております。

○加藤由美委員 その中でこの3人の方は通常学校を希望されているのでしょうか。

○説明員 3人とも特別支援学校を希望されています。

○加藤由美委員 ありがとうございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

◎第44号報告 平成27年草加市議会12月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、第44号報告につきまして、青木教育総務部副部長より説明させます。

○説明員 それでは、第44号報告 平成27年草加市議会12月定例会に係る報告について申し上げます。

市議会12月定例会でございますが、12月3日から12月16日まで14日間開かれ、提出された議案は25件ございました。

そのうち、教育委員会に直接関係するものについては、所管の一般会計補正予算第3号と、市長提出議案、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2議案で、いずれも議案どおり可決されております。

まず、議案質疑でございますが、共産党の佐藤憲和議員から発言通告があり、学校就学援助事業の補正予算について、その積算などについての質疑が行われております。

続きまして、一般質問でございますが、10人の議員から通告がございました。その質問事項の概要を申し上げます。

共産党の佐藤憲和議員からは、学校における栄養士に関し、学校栄養士の配置基準や配置状況、1校1人配置に向けた取組についての質問がございました。

共産党の藤家議員からは、奨学資金制度の拡充に関しまして、奨学資金貸付に返済免除制度を取り入れることについて。さらに、給付制奨学金の創設についての市の見解などの質問がございました。

公明党の金井議員からは、防犯に関する事柄のうち、防犯に関する学校の対応について、子どもに危険が及ぶような事件に対し、どのように教育委員会として対応してきたのか。学校・家庭連携システム「ラインズeライブラリ」の普及についての質問がございました。

公明党の広田議員からは、図書館行政について、地域開放型図書室、サービスコーナー、公民館図書室での5年間の貸出し冊数の推移など、再質問を含め17項目質問がございました。また、小中学生の読書推進については、草加市の児童・生徒の1日当たりの読書時間や、参加者同士で本を紹介し合い、一番読みたいと思う本を投票で決めるビブリオバトルという催しが、読書推進に有効な手立てであり、草加市でも取り組む価値があると思われるが、どのように考えるかなど、再質問を含めまして12項目の質問がございました。

共産党の斉藤議員からは、学校給食について、来年度以降の学校給食費をどのように考えているのか、また、学校給食費の値上げをどのように検討していったのかなど6項目にわたる質問がございました。

就学援助制度については、草加市の就学援助の過去5年間の推移、就学援助保護者への案内はどのようになっているかなど5項目にわたる質問がございました。

草加新政の佐藤利器議員からは、小中学校の土曜日、夏季休業日の教育活動について、これまでの取組と進捗状況、今後の取組予定、教職員をはじめ、スポーツ少年団や各種諸団体、地域にどのように対応していくのかなどについて質問がございました。

小中学校の放課後及び休業日における子どもの居場所づくりについては、放課後や夏季休業中、従来の学習室やフリースペースに加え、空室の開放で子どもたちへの学習場所を提供することはできないか、また、中央図書館の利便性向上についてなどの質問がございました。

共産党の後藤議員からは、学校の建て替えについて、文部科学省から示されました長寿命化改修工事の内容、また、長寿命化改修工事实施後、使用年数が経過した建物の建て替え基準、順番などの質問がございました。

草加新政の井手議員からは、スクールソーシャルワーカーについて、具体的な活動状況、関係機関との連携、また、来年度の取組についてなど再質問を含め7項目の質問がございました。

草加新政の小川議員からは、教育行政について3項目ございまして、学校経営については、学校事務員の配置、職務内容の現状、ICTの充実については、環境整備に向けた進捗状況と整備計画、土曜授業の実施等については、新たに確保される授業時数の活用などの質問がございました。

自由市民クラブの田中議員からは、小中学生の学力向上について、全国学力・学習状況調査

の結果を受けての対策、学力・学習状況調査の結果から見られる草加市の児童・生徒の長所、家庭学習に対する取組、小中連携における学力向上に向けた具体的施策などの質問がございました。

それぞれの答弁についてはお手元の議案書に記載したとおりでございます。説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○今井教育総務部長　特にございません。

○高木宏幸教育長　その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○今井教育総務部長　次回の教育委員会の日程でございますが、平成28年第1回定例会につきましては、1月21日木曜日、時間は午後1時30分から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長　それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時12分　閉会